

半田市認知症初期集中支援チーム設置要綱

(設置)

第1条 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、適切な医療や介護サービスに結びついていない認知症の人やその家族に対し、多職種で、早期に支援するため、半田市認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

(対象者)

第2条 支援チームが支援する対象者は、原則として、満40歳以上の在宅で生活している半田市民で、かつ認知症が疑われる又は認知症の診断を受けている者のうち、次の各号のいずれかの基準に該当する者（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(組織)

第3条 支援チームは、認知症サポート医及び専門職で、市長が委嘱する者（以下「チーム員」という。）により構成する。

2 支援チームの専門職は、次の各号の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 保健師、看護師、薬剤師、介護福祉士等の医療、保健又は福祉に関する国家資格を有する者
- (2) 認知症ケア又は在宅ケアの実務経験3年以上を有する者
- (3) 国が実施する認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、かつ、試験に合格した者又はその者の行う講習を受講した者

- 3 チーム員の定数は、1チーム15名以内とする。
- 4 チーム員の任期は、委嘱日から2年以内で、市長が定める日までとし、再任を妨げないものとする。
- 5 補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(認知症サポート医の役割)

第5条 支援チームの認知症サポート医は、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応じる。

(実施内容)

第6条 支援チームは、次に掲げる内容を行うものとする。

- (1) 普及啓発
- (2) 支援対象者の把握
- (3) 情報収集
- (4) 家庭訪問・面接相談・電話相談
- (5) アセスメント
- (6) チーム員会議
- (7) 認知症初期集中支援の実施
- (8) 初期集中支援の終了とその後のモニタリング
- (9) 初期集中支援に関する記録
- (10) その他認知症の初期集中支援に関すること

(守秘義務)

第7条 チーム員は、支援チームの業務で知り得た秘密及び個人情報を漏らし
てはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 支援チームの庶務は、福祉部健康課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。